

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業） 民法

【出題趣旨】

抵当不動産の賃借人の地位について聞くものであるが、対抗関係などの基礎的な点について理解できていることが基本となる。

①においては、Mが自らの有する賃借権をGに対抗できる。その点については、借地借家法31条が根拠となる。そして、その結果、買受人であるDにも対抗できることになる。そうすると、Mは、本件建物にそのまま居住し続けることができる。

Dが、賃貸人の地位を引き継ぐことになるので（民法605条の2第1項）、Dは、Mに対してSM間の賃貸借契約において約定された賃料額を請求していることができる。

②においては、Mは自らの有する賃借権をGに対抗できない。しかし、抵当権に後れる建物賃借権の賃借人であっても、競売手続開始前から使用・収益を行っている者は、建物の買受人の買受けの時点から6か月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡さなくてよい（明渡猶予期間）（民395条1項1号）。

6か月の間、賃貸借が存続するわけではない。明渡しが猶予されているにとどまる。Mは、Dに対して、賃料相当額の不当利得返還義務を負うことになる。この点、6か月の間、Mがその建物にとどまることには、「法律上の原因」があるのではないかとと思われるが、引き渡さないことに法律上の原因はあるものの、使用利益をあげる権限はMにはない。民法395条2項も、Mが、「建物を使用したことの対価」を支払うべきことを前提としている。

以上、条文をきちんと引用して、順に論理を進めていくことが重要である。そして、本問は、「DとMの法律関係について」聞いている。Mに明渡義務があるか否かだけを説明したのでは足りないことに注意したい。

【採点基準】

①においてMが自らの有する賃借権をGに対抗できること	7点
①においてMは居住し続けることができること	3点
①においてDが賃貸人の地位を引き継ぐこと	5点
②においてMが自らの有する賃借権をGに対抗できないこと	6点
②においてMには明渡しの猶予が認められること	4点
②において明渡猶予期間内でもMは不当利得返還義務を負うこと	5点
その他（印象点を含む）	10点

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業） 商法

【出題趣旨】

本問は、「定款による議決権行使の代理人資格の制限」に関する基本的な理解を問うものである。会社法310条は株主総会における株主の議決権の代理行使を認めている。これは、株主の議決権行使の機会を確保するための規定であるとされているところ、同条は定款をもってその代理人資格を制限することの可否について明文の定めを置いていない。他方、実務においては、総会屋などによる株主総会の攪乱を防止する見地から、定款において株主総会における議決権行使の代理人資格を株主に限定する旨の規定を置く例がみられ、そのような定款規定の有効性が問題となる。

この点につき、判例（最判昭和43年11月1日 民集22巻12号2402頁）は、（当時）商法239条3項（現会社法310条1項）は、「議決権を行使する代理人の資格を制限すべき合理的な理由がある場合に、定款の規定により、相当と認められる程度の制限を加えることを禁止したものとは解されず、（当該定款規定は）…株主総会が、株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨にでたものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限といえることができる」として、その有効性を認めた。

小問(1)は、上記昭和43年最判の立場を正確に理解しているかを問うものである。ポイントとしては、①310条1項が定款による代理人資格の制限につき合理的な理由による相当程度の制限を禁止したものとは解されないこと、②株主総会を第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護することは合理的な理由があり（当該規定は）相当程度の制限であること、を挙げてもらふ点にある。なお出題は定款規定の有効性に関する判例の立場を問うものであるので、いわゆる「制限的有効説」にまで言及しなくてもよい。

小問(2)は、(1)で示した判例の立場に対する賛否を示し、その立場に基づき、当該事案に対する検討をすることを求める問題である。判例に賛成する立場は、本件規定を有効と解した判例の妥当性を示した上で、具体的に非株主であるPの入場を拒否した扱いの適否につき検討してもらふ必要がある。この点につき、上記昭和43年最判は定款規定を有効としたが、その後の下級審裁判例などにおいて、具体的な事案において代理人と指定された者が株主総会を攪乱するおそれがないなどの事情がある場合には、画一的に定款規定を適用しないと立場が採られている（いわゆる「制限的有効説」）。このような裁判例の状況からすると、判例の立つ有効説の立場に立った場合でも、単にPが非株主であることのみをもって、甲社がPの入場を拒絶した点に違法性はないとする結論では不十分である。少なくともPに株主総会を攪乱するおそれがあったか、などの点について具体的な検討をすることが求められる。

また学説には判例に反対し、定款規定の有効性を認めない見解も有力に主張されている。このような立場を採るにあたっては、判例の立場を説得的に批判することが求められる。こ

の立場であれば、Pの入場を拒絶した甲社の対応は、Xの議決権行使の機会を不当に奪うことになるので、決議方法の法令違反（ないしは著しい不公正）があると認めることになる。

本問の検討にあたっては、以上の点について、判例の正確な理解を前提として、題意に沿った検討をすることが求められる。

【採点基準】

50点満点の場合〔配点 (1) 20点 (2) 20点 (3) 総合評価 10点〕

(1) 定款による議決権行使の代理人資格の制限に関する判例の立場【20点】

(a) 310条が定款による制限を禁止しているかどうか〔5〕

(b) 合理的な理由による相当程度の制限は許容される〔5〕

(c) 株主総会を攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨

→合理的な理由による相当程度の制限である〔10〕

(2) (1) で示した判例に対する自身の立場の表明、及び事案の検討【20点】

(a) 判例の立場に対する賛否〔5〕

(b) 事実の指摘（非公開会社、事前に連絡して済み、弁護士など）〔5〕

(c) 事案に対する検討〔10〕

(3) 題意に沿った検討となっているか、文章力などの総合評価【10点】

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

スカラシップ入試（早期卒業） 民事訴訟法

【出題趣旨・採点基準】

給付訴訟における訴えの利益について問題である。

給付訴訟を提起したことは、とりもなおさず原告と被告の間で給付をめぐる紛争が生じていることが示されたことである。したがって、これだけで原告の訴えの利益（権利保護の利益）が認められることが原則となる。たとえ、被告が任意履行を確約していたとしても、履行されなければ改めて給付訴訟が必要となってしまう。本問のように、口頭弁論期日において履行を確約していたとしても、事情は同じであり、これで原告の訴えの利益を失わせることはできない。

さらに、被告は原告の訴状に基づく陳述すべてを認めており、したがって請求原因事実すべてについて裁判上の自白が成立するので、裁判所としては原告の請求通りの判決をなすことになる。

「Xに対して、Yは200万円支払え」との判決になる。